

入 札 説 明 書

令和 7年10月 6日
総務部公共施設管理課

- 1 工 事 名 狭山市市営住宅上ノ原団地集会所改修工事
- 2 工事場所 狭山市大字上広瀬1345番地の1
- 3 工 期 契約日から令和8年2月27日まで
- 4 工事概要 狭山市市営住宅上ノ原団地集会所
【外壁改修工事】
高圧水洗清掃及び下地処理のうえ、反応硬化形低VOC水性塗料塗布
【防水改修工事】
屋上：既存防水層（シート防水）の上、
ウレタン塗膜防水 X-2 工法
バルコニー：既存防水層（ウレタン塗膜防水）の上、
ウレタン塗膜防水 X-2 工法
【塗装改修工事】
鉄部等の塗装改修工事
【照明設備 LED 工事】
屋内外等の照明設備 LED 工事
【その他】
付帯工事一式
- 5 施工上の諸注意
 - ・ 工事管理運営に際し、労働基準法、労働安全衛生法、建設業法等関係法令に従い安全管理、工程管理、品質管理等遺漏なきよう万全を期すこと。
 - ・ 工事の実施に際しては市担当者及び施設管理者と十分に連絡調整を図り実施すること。
 - ・ 工事用給排水電力等は受注者の責によるものとする。
 - ・ 周辺道路及び敷地内通路を汚損した場合は速やかに適切な処理を行うこと。
 - ・ 市営住宅入居者への安全管理等十分に配慮するとともに、施設管理者と施工時期及び手順を十分に調整すること。
 - ・ 資材置場等については、監督員と協議の上決定すること。
- 6 その他
 - ・ 落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合

にあつては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

- ・本工事は「狭山市建設工事請負契約に係る現場代理人の常駐義務の緩和等に関する取扱い」の対象とする。

7 設計図書等に関する質問回答

質問方法 質問がある場合は、電子入札システムにより提出してください。

受付日時 令和7年10月9日（木） 午前10時まで

回答方法 質問があった場合は、狭山市公式ホームページに掲載します。

回答日時 令和7年10月15日（水） 午前10時から